

壱岐市農業委員会定例会（令和２年９月）

議 事 録

1. 開催日時 令和２年９月２５日（金） 午前９時
 2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
 3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 １７名
 4. 欠席委員 …… 委員
 5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
 6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 …… 委員 …… 委員
 - 第２．議案第４５号 農地法第３条の規定による許可申請について
 - 議案第４６号 非農地証明願いについて
 - 議案第４７号 空き家に付属した農地の指定について
 - 議案第４８号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第４９号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第５０号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 7. 報告事項 農地改良等届出書について
 8. その他
-

事務局 皆さん改めまして、お早うございます。
定刻前でありましても、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和２年９月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１９名中１８名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・委員、・・委員をお願いを致したいと思います。
よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」ではありませんので、適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

16番 土地の所在

郷ノ浦町半城本村触 字前間 地目 田 面積 600㎡

同じく 地目 田 面積 399㎡

計 田が2筆で999㎡

譲渡人

譲受人

経営地は、田が5, 611㎡、畑が2, 172㎡、計 7, 783㎡です。

申請理由

譲渡人 現在、仕事の関係で福岡で生活している為、耕作している譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。農機具はトラクター、コンバイン、軽トラックを所有されてあります。田植え

は委託をされてあります。農作業暦は本人が15年、父70年母60年です。通作距離は、400m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月16日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 3番・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。事務局の説明の通り9月16日に現地確認を致しました。

・・・さんが以前から水稻を作付けられておりまして、購入後も作付けるという事でしたので、何ら問題はないと思います。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号16番は決定いたします。

続きまして、17番の説明を求めます。

事務局 はい、17番 土地の所在

勝本町西戸触 字佛立 地目 田 面積 238㎡

勝本町北触 字岡ノ元 地目 畑 面積 987㎡

勝本町新城西触字前神田 地目 田 面積 96㎡

田が2筆で334㎡、畑が1筆で987㎡、計3筆で1,321㎡

譲渡人

譲受人

経営地は、田が3,436㎡、畑が1,366㎡、計 4,802㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住の為、管理出来ないの、親戚である譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、草刈り機、軽トラを所有してあります。田植え、

稲刈りは委託をされてあります。

農作業暦は本人妻共に３５年です。通作距離は、遠いもので１km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料を作付けるということであります。飼料については有畜農家へ販売する計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

９月１６日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。事務局の説明のとおり９月１６日に現地確認を致しました。

譲渡人の農地全部を親戚の譲受人の・・・さんが譲り受けて、耕作するという事で何ら問題はないかと思っておりますので、皆様の審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第４５号１７番は決定いたします。

続きまして、１８番の説明を求めます。

事務局 はい、１８番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触 字川原田 ・・・・ 地目 田 面積 １，０１７㎡

譲渡人 ・・・・

譲受人 ・・・・

経営地は、田が４，８３４㎡、畑が１，２８７㎡、計 ６，１２１㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、管理出来ないので、譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・野菜の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラを所有してあります。田植えは委託をされてあります。

農作業暦は本人妻共に４０年、子１０年です。通作距離は、７００m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付けるということであり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月16日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。只今、事務局より説明がありました通り9月16日、・・・氏立ち会いの下、現地確認を行いました。・・・さんと・・・さんはお隣同士でございます。はっきりはわかりませんが、約60年前位から親の代からの小作という事で水稻を作付けておられました。今年はまだというか一寸、買う、買わないで暇が掛かって小作契約を去年か解除されて今年は作っておられませんでした。

しかしながら昨年から買ってくれ、買ってくれという事で交渉を進めておりましたが中々合意に達しませんで、今年になって最近だいぶ値段が下がったのだろーと思います。合意に達したそうでございます、ここに載っている通りでございます。今後も水稻を作付けるそうでございます。近くが全て水稻でございますので、大丈夫だと思います。以上です。終わります。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号18番は決定いたします。

続きまして19番でございますけど、この件は・・・委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして退席をお願い致します。

----- (委員退席) -----

それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、19番 土地の所在

石田町池田西触 字上池田 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 806㎡

譲渡人 ・ ・ ・ ・ ・

譲受人 ・ ・ ・ ・ ・

経営地は、田が31,688㎡、畑が30,265㎡、計61,953㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 耕作している農地の隣接地である為、買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に飼料の作付けです。農機具はトラクター、コンバイン、タイヤショベル、マニースプレッダー、モアーコンディショナー、ロールベアラー、2 tトラック、ダンプ等を所有してあります。構成員は4名、常時雇用者7名、パート職員4名で農作業に従事されております。通作距離は3 km程ですが、申請地近くに飼料の保管場所も確保されてあります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格化法人である為、適用はありません。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付けるということであり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9月16日に・・・委員さんと法人の役員立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・・です。9月16日に現地を確認致しました。事務局の説明の通りに申請地の周りは譲受人が耕作している農地でありまして、この農地を購入したら一帯として利用出来る用に作業の効率を図るという事であります。

何ら問題はないと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号19番は決定いたします。

----- (委員入席) -----

続きまして、議案第46号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、【新体制移行となり非農地証明願について初めての案件であるの趣旨説明を行った後、議案の説明】

それでは3頁をお願い致します。議案第46号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要があ

る。

4番 土地の所在

芦辺町深江栄触 字山方 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積 839㎡

転用目的 駐車場

申請人

申請理由 申請地は、平成9年頃から宗教法人安国寺の駐車場として利用し現在に至っています。というものです。位置図、写真は4頁から5頁です。9月16日に・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・です。

9月16日に現地確認を行いました。

内容につきましては、今、事務局の説明の通りでございます。

申請地は、宗教法人 . . . の入り口のそばになります。

周辺は道路と河川に囲まれた状況であります。20年以上駐車場として利用されておりますが、今まで何ら問題はなかったという事でございます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？
【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第46号4番は決定致します。

続きまして、議案第47号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、6頁をお願いします。議案第47号「空き家に付属した農地の指定について」壱岐市空き家に付属した農地の別段面積取り扱い基準」第5条の規定に基づき、申請者から関係書類が提出されたことにより、同基準第4条の規定に基づき、空き家に付属した農地であるかの適否について、審議のうえ決定の要がある。

3番 土地の所在

石田町筒城仲触 字花川 地目 畑 面積 380㎡

土地所有者

申請理由

市外在住であり、所有地の管理ができない為、宅地と一緒に申請地を空き家バンクへ登録をおこないたい。ということであります。

本来ならば・・委員の案件であります。9月16日に・・委員さんと本人立ち会いの下、現地確認を行っております。位置図、写真は7頁～8頁です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

松尾委員 皆さんお早うございます。今、事務局から説明がありました通り担当委員さんは・・でございますが、私が代理で現地を確認して参りました。空き家バンクに登録について土地という事ですので何ら問題はなかろうかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第47号の3番は決定いたします。

続きまして、議案第48号 「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願いします。

議案第48号 「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

5番 土地の所在、

芦辺町諸吉本村触 字戀田 ・・・・・の一部 地目 畑

面積 249㎡のうち127㎡

変更の内容、農業用倉庫用地

申請人 ・・・・・

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。9月18日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。担当の・・です。只今、事務局から説明があった通り18日に本人立ち会いの下、現地を確認致しました。

・・さんは、勤めながら農業を行っております。牛を飼ったり稲を作ったり色々頑張っておられます。その自宅の横の畑の一部を利用して農業用倉庫を建築したいという事でしたので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第48号5番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第49号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第50号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは、議案第49号と議案第50号を一括して説明させていただきます。13頁をお願い致します。

議案第49号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

14頁の令和2年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度13頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の5年間の田（更新）が1筆で437㎡、10年間の田（新規）が3筆で4,053㎡、賃貸借権設定の合計が4筆で4,490㎡です。

使用貸借権設定の5年間の田（新規）が3筆で3,042㎡、畑（新規）が3筆で3,715㎡、使用貸借権設定合計が6筆で6,757㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、15頁をお願い致します。議案第50号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。16頁の令和2年9月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度15頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第49号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第49号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であります。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議な

いようですので、議案第49号と議案第50号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出書について 事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、17頁をお願いします。

報告事項、「農地改良等届出書について」、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告いたします。

3番、土地の所在

郷ノ浦町小牧東触 字長藤 地目 畑 面積 4 6 5 m²

同じく 地目 畑 面積 9 9 1 m²

計 畑が2筆で1, 4 5 6 m²

申請人

申請理由 畑の嵩上げをおこない、農作業の効率を改善したい。というものです。

工期が令和2年9月1日から令和3年2月28日までです。

施工業者

位置図、写真は18頁～19頁です。

続きまして、4番、土地の所在

郷ノ浦町有安触 字羽五六の一部 地目 田 面積 1, 8 1 1 m²のうち7 0 0 m²

申請人

申請理由 段差解消をおこない、農作業の効率を改善したい。ということがあります。

工期は、令和2年8月31日～令和2年10月4日までです。

施工者は、.

位置図、写真は20頁～21頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長

はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。(はいの声あり)

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。